

官公需適格組合の証明に関する事務処理要領

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）第 3 条に基づき、国等の契約を締結するに当たって発注機関の事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するため、下記の要領により官公需適格組合の証明（以下単に「証明」という。）を行うものとする。

記

1. 対象組合

証明の対象組合は、官公需法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合とする。ただし、次のいずれかに該当する組合は、証明を受けることができない。

- (1) 設立後 1 年を経過していない組合
- (2) 定款によりその行おうとする共同受注の対象事業について関係法令に基づく許可、認可、登録又は届出を要する場合に、当該許可等を受けていない組合
- (3) その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 1 以上が大企業又は大企業若しくはその役員から当該事業者の発行済株式の総数の 2 分の 1 以上の出資を受けている等、大企業からその事業活動について実質的に支配を受けていると認められる中小企業者であるもの
- (4) 3. (8) の規定により証明を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない組合

2. 証明区分及び証明基準

- (1) 証明区分は、次のとおりとし、証明はこの区分ごとに行うものとする。
 - ア. 物品の納入、製造の請負又は役務の提供（以下「物品納入等」という。）
 - イ. 工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負（以下「工事」という。）
- (2) 物品納入等に係る証明基準は別表 1、工事に係る証明基準は別表 2 のそれぞれの左欄に掲げるとおりとする。
- (3) 「物品納入等」と「工事」のそれぞれの証明基準を満たす場合には、両方の証明を行うことも差し支えないものとする。

3. 証明及び申請の手続

(1) 証明の申請

証明を受けようとする組合（以下「申請組合」という。）は、その主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）を経由して申請を行うものとし、具体的には次のとおりとする。

- ア. 物品納入等に係る証明の取得を希望する場合にあっては、様式 1 による証明申請書に別表 1 の右欄に掲げる添付書類を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する 3 0 日前までに中央会に電子メールにより提出する。

イ. 工事に係る証明の取得を希望する場合にあっては、様式2による証明申請書に別表2の右欄に掲げる添付書類を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の50日前までに中央会に電子メールにより提出する。

(2) 事実確認等

中央会は、(1)の規定により提出された申請書類について、次のとおり事実確認等を行う。

ア. 別表1又は別表2の中欄に掲げる調査事項についての調査を行い、証明申請書及び添付書類の記載事項が真正であるか否かについて、事実確認を行う。

イ. ア. の事実確認に当たっては、必要に応じ実地による調査を行う。

ウ. ア. の事実確認の結果、証明申請書及び添付書類の記載事項が真正であると確認した場合には、様式3による調査結果報告書を作成し、申請組合が証明書の有効期間の始期として希望する日の20日前(その証明申請が工事に係るものにあつては30日前)までに、当該中央会の所在する地域を管轄する経済産業局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に様式1による証明申請書に別表1の右欄に掲げる添付書類(その証明申請が工事に係るものにあつては様式2による証明申請書に別表2の右欄に掲げる添付書類)を添えて電子メールにて提出する。

エ. ア. の事実確認の結果、証明申請書及び添付書類の記載事項が真正であると確認できなかった場合には、(1)の規定により提出された申請書類一式を申請組合に返還する。

(3) 証明方法

ア. 経済産業局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)は、次のとおり処理する。

① 物品納入等に係る証明申請にあつては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて、必要に応じ関係省庁の意見を聴いた上で審査し、適合していると認めるときは、その旨経済産業局長が証明を行い、様式4による証明書を交付する。

② 工事に係る証明申請にあつては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて審査し、適合していると認めるときは、別途定める設置規程に基づき設置される官公需適格組合審査諮問委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を聴いた上でその旨経済産業局長が証明を行い、様式5による証明書を交付する。

イ. 経済産業局及び審査委員会は、ア. の規定による審査に当たっては、(2)ウ. の規定により中央会から当該申請組合に関し報告を受けた内容を踏まえてこれを行う。

(4) 証明の有効期間

ア. 証明の有効期間は3年間とし、証明書に明示する。

イ. 工事に係る証明の有効期間の始期は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれかとする。

ウ. 更新に係る証明を行う場合には、当該申請組合が初回に証明を受けた日から当該更新に係る証明の有効期間の始期までの継続証明期間を証明書に記入する。

(5) 報告請求・立入検査

経済産業局長は、この要領の施行に必要な限度において、官公需適格組合に対しその業務等に関し報告を求め、又はその職員に官公需適格組合の事務所に立入り必要な検査若しくは質問をさせることができる。

(6) 変更の届出

官公需適格組合は、証明申請書に記載した事項(組合の名称及び住所に限る。)について変更があったときは、速やかに様式6による記載事項変更届を中央会を経由して経済産業局長に電子メールにより提出しなければならない。

(7) 証明書の返納の届出

官公需適格組合は、証明の有効期間内において証明が不要となったときは、速やかに様式7による証明書返納届を中央会を経由して経済産業局長に電子メールにより提出しなければならない。また、別途、当該証明書を中央会を経由して返納することとし、証明書返納届の受理をもって証明の効力は失われるものとする。

(8) 証明の取消し

ア. 経済産業局長は、官公需適格組合が次のいずれかに該当すると認めるときは、証明の有効期間内においても、証明を取り消し、当該証明書の返納を求めることができる。

① 1.(2)又は(3)のいずれかに該当するに至ったとき

② 証明基準に適合しなくなったと認められるとき

③ (5)の規定による報告又は(9)の規定による資料の提出をせず又は虚偽の報告をしたとき

④ (5)の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は同規定による質問に対して正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

⑤ 不正な手段により証明を受けたとき

イ. 経済産業局長は、ア.の規定により工事に係る官公需適格組合に対する証明を取り消そうとするときは、あらかじめ審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急に取り消す必要があると認められる場合はこの限りでない。その場合には、取り消した後速やかに審査委員会にその旨を報告しなければならない。

(9) 中間資料の提出

ア. 官公需適格組合は、毎事業年度、総会の承認又は議決の日から1か月以内に決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を中央会を経由して電子メールにより経済産業局長に提出しなければならない。

イ. 経済産業局長は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握し、適宜指導することができる。

ウ. 中央会は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握しておく。

(10) 中小企業庁への報告

経済産業局長は、四半期ごとに証明、変更、返納、取消し、失効の状況について様式8による報告書を中小企業庁に提出する。

(11) 証明等の公表

中小企業庁は、(10)の規定により経済産業局長から報告があった証明、変更、返納、取消し、失効の状況について取りまとめ、速やかに中小企業庁のホームページに公表する。

4. 発注機関からの問合せ

経済産業局長は、発注機関からの問合せについては、口頭等簡易な方法により処理することができる。

附 則

- 1 本要領は、昭和61年7月1日から施行する。
- 2 昭和42年9月30日付け42企庁第1389号「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」は昭和61年6月30日をもって廃止する。

附 則（平成7年10月27日付け7企庁第1562号）

この改正は、平成7年10月27日から施行する。

附 則（平成10年3月26日付け平成10・03・25企庁第1号）

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月27日付け平成12・10・18企庁第6号）

- 1 この改正は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この改正前の証明であって、この改正の際現に有効なものは、その有効期間が満了することとなる日までその効力を有する。

附 則（平成13年2月27日付け平成13・02・15中庁第1号）

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日付け20130514中庁第4号）

この改正は、平成25年7月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.（3）ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月25日付け20140425中庁第4号）

この改正は、平成26年7月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.（3）ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。

附 則（平成29年5月9日付け20170428中庁第2号）

この改正は、平成29年6月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.（3）ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日付け20230324中庁第5号）

この改正は、令和5年7月1日から施行する。

(別表 1)

証 明 基 準		調査事項	添付書類
項 目	基 準		
１．共同事業の協調性・円滑性	組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。	共同事業の遂行の状況	a．登記簿謄本 b．定款 c．組合員名簿 d．直前２年間の共同受注事業の経歴書 e．直前２年間の脱退組合員名と脱退の理由 f．事業計画書 g．総会及び理事会の議事録（直前２年間のもの。ただし、官公需適格組合証明申請（更新に係る証明申請を含む。）並びに共同受注体制及び共同受注事業に関するものに限る。）
２．官公需の受注に関する熱心度	官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。	官公需受注に関する指導者の有無	組合指導者の組合事業に関連する経歴書
３．共同受注体制	① 事務局常勤役職員が１名以上いること。 ② 共同受注担当役員が定められていること。 ③ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。 ④ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。 イ．組合が受注しようとする物品等の種類及び規模 ロ．共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準 ハ．組合の役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帯して責任を負う旨 ⑤ ③の共同受注委員会が適正に運営が行われ、④の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（２回目以降の申請（更新の申請を含む。）の場合。）。 ⑥ 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。 ⑦ その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。	事務局体制の確立の状況 Ⅰ．共同受注委員会の運営の状況 Ⅱ．配分の状況 Ⅲ．実際の責任体制の確立の状況 検査体制の確立の状況	a．組合事務所一覧表 b．事務局役職員の一覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無） c．共同受注委員会規約 d．共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録） e．官公需共同受注規約 f．官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録） g．直前２年間の配分状況 h．共同受注検査規約 i．共同受注検査委員会規約（検査委員会を設置している場合） j．第三者検査機関の検査受託証明書（第三者に委託している場合） k．共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出の写し（取得等している場合）
４．経理的基礎	① 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的收入があること。 ② その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。		a．決算関係書類 b．収支予算書

証 明 基 準		調 査 事 項	添 付 書 類
項 目	基 準		
5. その他	① 組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。 ② 以下に該当する事実がないこと。 組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号）であること又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していること。 ③ その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。	該当事実の有無	要領を理解する旨並びに5. ①及び②の事項についての誓約書

(別表2)

証 明 基 準		調査事項	添付書類
項 目	基 準		
1. 共同事業の協調性・円滑性	① 共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間において、相当程度の共同受注の実績があること。 ② 組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること。 ③ 証明申請日の前1年間（2回目以降の申請（更新の申請を含む。以下同じ。）の場合にあっては2年間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。 ④ その他組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。	該当事実の有無 共同事業の遂行の状況	a. 登記簿謄本 b. 定款 c. 組合員名簿 d. 直前2年間の工事経歴書 e. 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由 f. 直前2年間の脱退組合員が施工を担当した工事の名称と被配分額 g. 事業計画書 h. 総会及び理事会の議事録（直前2年間のもの。ただし、官公需適格組合証明申請（更新に係る証明申請を含む。）並びに共同受注体制及び共同受注事業に関するものに限る。）
2. 官公需の受注に関する熱心度	官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。	官公需受注に関する指導者の有無	組合指導者の組合事業に関連する経歴書
3. 共同受注体制	① 事務局役職員が次のようであること。 イ. 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち1名以上が技術職員であること ロ. 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあっては、事務局常勤役職員が1名以上いること ② 組合独自の事務所を有していること。 ③ 共同受注担当役員が定められていること。 ④ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。 ⑤ ①のイに掲げる組合にあっては、組合の役員及び技術職員が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。 ⑥ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。 イ. 組合が受注しようとする工事の種類及び規模 ロ. 共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準 ハ. 組合技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨	事務局体制の確立の状況 共同事業の遂行の状況	a. 組合事務所一覧表 b. 事務局役職員の一覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無） c. 建設業の経営業務の管理責任者の経歴書 d. 技術職員の資格を証明するもの又は実務経歴 e. 役職員の健康保険被保険者証の写し（又は雇用関係の有無が確認できるもの） f. 組合事務所の所有又は賃借を証する書類の写し g. 共同受注委員会規約 h. 共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録） i. 企画・調整委員会規約 j. 企画・調整委員会規約制定の決議書（総会議事録） k. 官公需共同受注規約 l. 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録） m. 直前2年間の配分状況

証 明 基 準		調査事項	添付書類
項 目	基 準		
	ニ．組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に 関し連帯して責任を負う旨 ホ．共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案 件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取決めを組合との 間で交わす旨 ⑦ ④の共同受注委員会及び⑤の企画・調整委員会が適正に運営が行われ ⑥の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（２回目以降の 申請の場合。）。 ⑧ 共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。 ⑨ その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。	I．共同受注委員会の運営の状況 II．企画・調整委員会の運営の状 況 III．配分の状況 IV．組合の技術職員による監督・ 指導の状況 V．実際の責任体制の確立の状 況、検査体制の確立の状況	n．共同受注検査規約 o．共同受注検査委員会規約（検査委員会を設置して いる場合） p．建設業許可書の写し（取得している場合）
4．経理的基礎	① 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること。 ② 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行す るに足る経理的基礎を有すると認められること。 ③ その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるもの でないこと。		a．決算関係書類 b．収支予算書
5．その他	① 組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する 事実がないこと。 ② 以下に該当する事実がないこと。 組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を いう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質 的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号）である こと又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど 社会的に非難されるべき関係を有していること。 ③ その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社 会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。 ④ 官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。	該当事実の有無 指導の状況	要領を理解する旨並びに1．③、5．①及び②の事項 についての誓約書

様式 1

官公需適格組合証明申請書
(物品納入等)

年 月 日

(各管轄) 経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿
(都道府県) 中小企業団体中央会経由)

郵便番号・住所
電 話 番 号
法 人 番 号
組 合 名
組合を代表する理事の氏名

官公需適格組合の証明を得たく、「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領」(昭和 61 年 6 月 9 日付け 61 企庁第 834 号) に基づき、官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を申請します。

記

1. 組合の概要

- ① 設立(登記)年月日
- ② 組合の事業
- ③ 共同受注しようとする物品納入等の種類
- ④ 組合の地区
- ⑤ 第 1 回官公需適格組合証明取得年月日
- ⑥ 組合員の資格、組合員数及び理事数
- ⑦ 設立時及び直近 3 年間の組合の組織の変遷
- ⑧ 直近 3 年間の共同事業の推移
- ⑨ 特記事項(官公需適格組合(工事)の証明を既に取得している場合にあっては、その証明番号、証明年月日、証明有効期間を記載のこと。)

2. 組合が行う共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出

イ. ○○○○○の許可	年	月	日	許可番号	行政庁名
ロ. ○○○○○の認可	年	月	日	認可番号	行政庁名
ハ. ○○○○○の登録	年	月	日	登録番号	行政庁名
ニ. ○○○○○の届出	年	月	日	届出番号	行政庁名

3. 共同事業遂行に際しての紛争及び規約等の違反者の有無

4. 組合指導者の氏名及び役職

5. 共同受注担当役員及び共同受注委員の氏名

6. 官公需共同受注規約を定めた日 年 月 日

7. 配分基準の要旨

8. 共同受注に係る案件に関する検査体制(共同受注検査員及び共同受注検査委員(検査委員会を設置している場合)の氏名を含む。)

9. 出資金の総額及び一口当たりの出資金額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

官公需適格組合証明申請書
(工事)

年 月 日

(各管轄) 経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿
((都道府県) 中小企業団体中央会経由)

郵便番号・住所
電 話 番 号
法 人 番 号
組 合 名
組合を代表する理事の氏名

官公需適格組合の証明を得たく、「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領」(昭和 61 年 6 月 9 日付け 6 1 企庁第 8 3 4 号)に基づき、官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を申請します。

記

1. 組合の概要

- ① 設立(登記)年月日
- ② 組合の事業
- ③ 共同受注しようとする工事の種類
- ④ 組合の地区
- ⑤ 第 1 回官公需適格組合証明取得年月日
- ⑥ 組合員の資格、組合員数及び理事数
- ⑦ 設立時及び直近 3 年間の組合の組織の変遷
- ⑧ 直近 3 年間の共同事業の推移
- ⑨ 特記事項(官公需適格組合(物品納入等)の証明を既已取得している場合にあっては、その証明番号、証明年月日、証明有効期間を記載のこと。)

2. 取得している建設業の許可

イ. 一般又は特定建設業(工事業)の許可 年 月 日(般・特-)第 号

3. 組合が行う共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出

イ. ○○○○○の許可	年 月 日	許可番号	行政庁名
ロ. ○○○○○の認可	年 月 日	認可番号	行政庁名
ハ. ○○○○○の登録	年 月 日	登録番号	行政庁名
ニ. ○○○○○の届出	年 月 日	届出番号	行政庁名

4. 証明を受けようとする証明基準 3-①の別 イ ロ

5. 証明を受けようとする工事の種類(建設業法別表第 1 の上欄に掲げる区分により記載のこと。)

6. 組合員の行う工事の種類別内訳

7. ①定款に共同受注事業を記載した日 年 月 日

②証明申請日の前 1 年間における共同受注件数及び実績額

○○件 ○○○○○○円

8. 共同事業遂行に際しての紛争及び規約等の違反者の有無

9. 組合指導者の氏名及び役職
10. 技術職員の氏名及び資格（主任技術者又は監理技術者はその旨明示すること。）
11. 共同受注担当役員及び共同受注委員の氏名
12. 企画・調整委員の氏名（恒常的な委員である組合役員及び組合技術職員等の身分を明示すること。）
13. 官公需共同受注規約を定めた日 年 月 日
14. 組合が受注しようとする工事の種類（業種）及び規模（金額）
15. 配分基準の要旨
16. 共同受注に係る工事に関する検査体制（共同受注検査員及び共同受注検査委員（検査委員会を設置している場合）の氏名を含む。）
17. 出資金の総額及び一口当たりの出資金額
18. 自己資本の額
19. 欠損の額（当期の未処理損失額（赤字）が法定準備金及び任意積立金の合計額を上回る額）及びその出資総額に占める割合
20. 流動比率（（流動資産／流動負債）× 1 0 0）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

様式 3

調査結果報告書

年 月 日

経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿

(都道府県) 中小企業団体中央会

「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領」(昭和61年6月9日付け61企庁第834号)3.(2)ウ.の規定に基づき、証明申請書及び添付書類の記載事項が真正であると確認したのでその調査の結果を報告します。

申 請 組 合	組 合 名		
	住所・電話番号		
	法 人 番 号		
	組合を代表する理事の氏名		
	物品納入等に係る証明申請又は工事に係る証明申請の別 業種(工事に係る証明申請の場合には申請組合が取得している許可の種類) 申 請 年 月 日		
証明基準の項目		調 査 項 目	報 告 内 容

- (注) 1. 報告内容は別表1又は別表2に掲げる証明基準の項目の順に従い、調査事項について具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式 4

官公需適格組合証明書
(物品納入等)

貴組合は、官公需適格組合証明基準に適合していると認められるので、これを証明する。

番 号
年 月 日

経済産業局長又は沖縄総合事務局長 印

組合名

住 所

証明有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

継続証明期間 年間

- (注) 1. 継続証明期間について、新規に係る証明の場合には「新規」と記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式 5

官公需適格組合証明書
(工事)

貴組合は、官公需適格組合審査諮問委員会の意見を聴いて審査した結果、官公需適格組合
証明基準に適合していると認められるので、これを証明する。

番 号
年 月 日

経済産業局長又は沖縄総合事務局長 印

組合名

住 所

証明有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

継続証明期間 年間

工事の種類

証明基準 3. ①の別 イ ロ

- (注) 1. 継続証明期間について、新規に係る証明の場合には「新規」と記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式 6

記載事項変更届

年 月 日

(各管轄) 経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿
((都道府県) 中小企業団体中央会経由)

郵便番号・住所

電 話 番 号

法 人 番 号

組 合 名

組合を代表する理事の氏名

「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領」(昭和61年6月9日付け61企庁第834号)3.(6)の規定に基づき、官公需適格組合証明申請書に記載した事項について変更となったため届け出ます。

変更となった事項	変更前	変更後
組合の名称		
住 所		

- (注) 1. 変更となった事項について、変更前と変更後の欄にそれぞれ記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式 7

証明書返納届

年 月 日

(各管轄) 経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿
(都道府県) 中小企業団体中央会経由)

郵便番号・住所

電 話 番 号

法 人 番 号

組 合 名

組合を代表する理事の氏名

「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領」(昭和61年6月9日付け61企庁第834号)3.(7)の規定に基づき、官公需適格組合証明書を返納するので届け出ます。

記

返納する証明書の概要

1. 証明区分

2. 証明有効期間

年 月 日 ～ 年 月 日

- (注) 1. 証明区分は、「物品納入等」、「工事イ」又は「工事ロ」の別を記載すること。
2. 保持する官公需適格組合証明書を別途、都道府県の中小企業団体中央会経由で返納すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

官公需適格組合証明等状況報告書

(年度 第 四半期分)

經濟產業局

[illegible]

- (注) 1. 「種別」には、「新規」、「更新」、「変更」、「返納」、「取消し」、「失効」の別を記載すること。
2. 「新規」とは、更新以外の証明をいう。「失効」とは、更新を行わず、証明有効期間が満了したものをいう。
3. 「変更」の場合には、「証明年月日」の欄に記載事項変更届の受理日を記入し、変更となった組合の名称又は住所について、変更前と変更後がわかるように記載すること。
4. 「返納」の場合には、「証明年月日」の欄に返納届出書の受理日を記入し、「取消し」、「失効」の場合には、取り消しをした日又は失効した日を記載すること。
5. 「区分」には、「物品」、「役務」、「工事イ」、「工事ロ」の別を記載すること。
6. 「受注品目」の欄には、「物品納入」に係る証明の場合には、共同受注しようとする物品納入等の種類を、「工事」に係る証明の場合には、共同受注しようとする工事の種類を記載すること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。